

分公司が行うコンサルティング業務契約の名義

相談内容

当社(「A社」)は、投資性公司以北京に本店(「総公司」)、上海に分公司(「分公司」)をおいています。
この度、上海のA社100%出資の子会社(「B社」)との間でコンサルティング契約を締結し、「分公司」から「B社」に対し、コンサルティング業務を提供することを予定しています。
この場合、「A社」と「B社」間で締結するコンサルティング契約の名義について、ご教示下さい。

1. 名義としては、以下の2つの方法いずれかを考えています。

- (1)「A社(総公司)」と「B社」の名義で契約を行う。
- (2)「A社」の「分公司」と「B社」の名義で契約を行う。

2. 以下の理解で正しいでしょうか？

- (1)「総公司」「分公司」の名義の如何にかかわらず、「B社」との契約に規定される権利義務は「A社」に帰属することとなるため、名義の違いに、契約効力上の差異はない。
- (2)また、税務上の観点からも、上海において適切に営業税を納税し、役務提供地に関して疎明できるようであれば、契約書の名義はどちらでもよい。
(実務上、税務当局へ説明資料として、契約書の名義は分公司にしておいた方がいいでしょうか?)

なお、コンサルティング料の入金は「分公司」にしてもらうことを予定し、これにかかる営業税も上海で納税することを予定しています。

以上

回答内容

1. ご質問2.(1)について

(1)会社法第14条第1項は次の通り規定します。

「会社は、支店を設立することができる。支店を設立する場合には、会社登記機関に対し登記を申請し、営業許可証を受領しなければならない。支店は法人格を有せず、その民事責任は会社が負う。」

したがって、原則として、「総公司」、「分公司」の名義の如何にかかわらず、「B社」との契約に規定される権利義務は「A社」に帰属することとなるため、名義の違いに、契約効力上の差異はない、ということが出来ます。

(2)もっとも、会社登記管理条例第47条第3項は次の通り規定します。

「第47条 支店の登記事項には、名称、営業場所、責任者及び経営範囲が含まれる。」

2. (省略)

3. 支店の経営範囲は、会社の経営範囲を超えてはならない。

したがって、「支店の経営範囲 会社(本店)の経営範囲」であることがわかります。よって、本店の経営範囲にコンサルティングがあるとしても、支店の経営範囲にそれが含まれていないことがあり得るのであって、その場合には支店でのコンサルティング契約締結は経営範囲逸脱の違法を惹起することになります。

(3)この場合の法的効果について、「契約法」の適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈(1)(最高人民法院1999年12月19日発布・施行)第10条は次の通り規定します。

「第10条 当事者が経営範囲を超えて契約を締結した場合には、人民法院は、これにより契約が無効であると認定しない。ただし、国が経営を制限し、若しくは経営を特別許可し、又は法律若しくは行政法規が経営を禁止する規定に違反した場合を除く。」

したがって、証券コンサルティング等、「国が経営を制限し、若しくは経営を特別許可」する特殊な類型のコンサルティングに該当する場合は別として、通常のコンサルティングの場合には、コンサルティング契約は有効です。

(4)以上より、支店の経営範囲逸脱の違法がある場合にも、特段の事情がない限り(すなわち、特殊な類型のコンサルティングに

該当しない限り)、上記(1)の原則通りであると考えます。

2. ご質問2.(2)について

(1)営業税暫定施行条例第12条は支店におけるコンサルティング役務の提供について、役務提供地における課税主義を明確にしており、支店が役務提供を行う場合、支店所在地で営業税発票を発行して、納税を行うべきこととなります。

「第12条 営業税納税地は以下のとおり。

(1)納税者が課税役務を提供する場合は、課税役務発生地の所轄税務機関に申告納税しなければならない。納税者が運送業に従事する場合は、その営業所の所轄税務機関に申告納税しなければならない。」

したがって、お見込みの通り、「税務上の観点からも、上海において適切に営業税を納税し、役務提供地に関して疎明できるのであれば、契約書の名義はどちらでもよい。」ということになります。もっとも、提供事実が報告書等、明確な形に残らないことも多いコンサルティング役務の提供について、税務調査時に「役務提供地に関して疎明できる」だけの準備が完全にできるか否かに不安が残る場合には、やはり営業税発票の発行とコンサルティング契約の締結を支店に集中する方がベターとの判断もあり得るところかと存じます。

(法律、会計、税務に関する専門事項につきましては、コンサル部が委任する弁護士、登録会計士等に意見を確認した結果を記載しております。)

回答者: コンサル部

本資料の日訳文に関する著作権は弊社又は弊社に所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。

また、本資料は、原文解釈のための参考に供するためにのみ、作成されたものであり、法令に対する解釈、説明及び解説等を含むものではありません。翻訳の正確性を含むがこれに限らない本資料に起因する問題について、弊社、弊グループ及び弊グループに属する個人は一切の責任を負いません。

Copyright (C) CAST Consulting Co., Ltd. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.